

「過重勤務でうつ病」

元契約社員 H T B子会社を提訴

北海道テレビ放送（H T B、札幌市豊平区）の番組制作子会社「H T B映像」（同区）の契約ディレクターだった30代の女性が「過重な業務で重いつ病にかかり、働けなくなつたのは会社側の安全配慮義務違反が原因」として、H T B映像に慰謝料と逸失利益など約6300万円の損害賠償を求め、札幌地裁に提訴した。

タリ、00年4月から契約ディレクターとして勤務した。会社側は03年4月以降、早朝の生放送番組と広報番組の制作を1週間交代で担当させ、毎月110時間を超える時間外労働をさせた。生放送担当の週は午前4時半出社で退社は午後10時過ぎ。広報番組担当の週は出社が午前7〜10時で退社時刻は変わらなかった。週2日は編集作業で徹夜となり、宿泊勤務も週1日あった。さらに他の生放送担当者の経験不足のため、権限がな

いまま過重な責任を負わされた―などと主張している。

女性は04年1月、過労とストレスによるうつ病と診断され休職。同3月に会社から契約更新を拒まれ、05年3月、事実上解雇された。06年3月に労災認定され、現在も治療を続けている。

H T B映像の村上裕社長は「相手方の主張をよく聞き、真摯に対応したい」とコメントした。

◇ ◇ ◇

マスコミ業界の労災を巡る訴訟では、大手広告代理店「電通」（東京都港区）の男性社員が過労によるうつ病から自殺したケース（91年）で会社側の賠償責任を認めた最高裁判例（00年）がある。

【真野森作】